



朝倉市の介護予防・日常生活支援総合事業

(略称：総合事業)のご案内

朝倉市では、住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らしていただくことを目指して、平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業(略称：総合事業)を行っています。この事業は、65歳以上のすべての方の介護予防を目的としており、一人ひとりの状態に合わせて介護予防や生活支援のサービスが利用できます。

住み慣れた地域で、自分らしく生活するためにも「総合事業」を利用して積極的に介護予防に取り組みましょう。

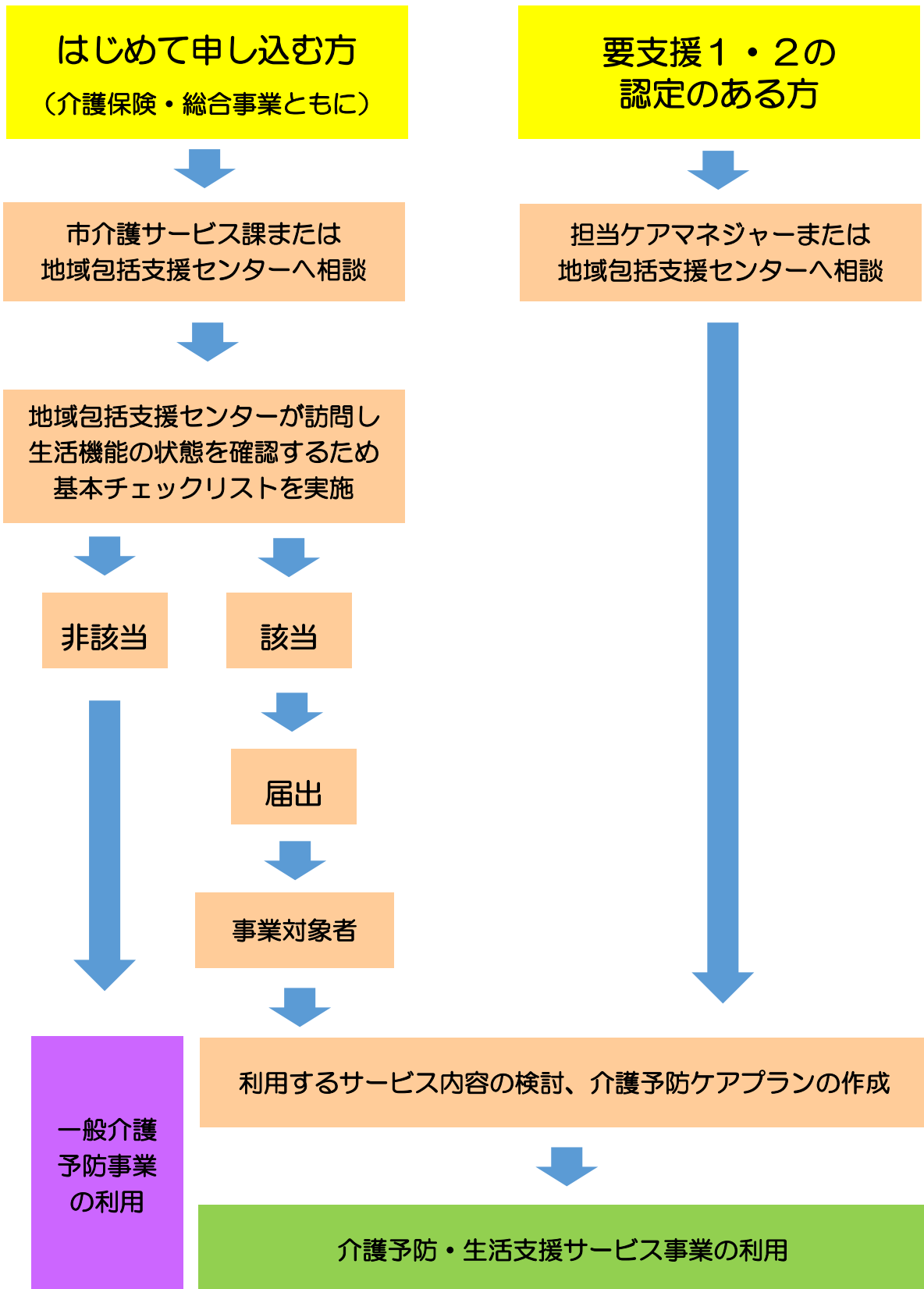
総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は要介護認定において要支援1・2の方が対象になりますが、要介護認定を受けていなくても、基本チェックリストを受け「事業対象者」となれば、サービスを利用することができます。

「一般介護予防事業」は65歳以上のすべての方が利用できます(※一部の事業を除く)。

介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
<ul style="list-style-type: none">・従前相当の訪問型サービス・訪問型サービスA・訪問型サービスC・従前相当の通所型サービス(市が定めた状態像の方)・通所型サービスB・通所型サービスC	<ul style="list-style-type: none">・通所型介護予防普及啓発事業(「いきいき健康クラブ」) ※要介護認定されていない方のみ・高齢者筋力トレーニング事業・健康づくりサポート事業・地域ミニデイサービス推進事業(「ふれあい・いきいきサロン」)・ステップ運動・介護予防ポイント事業

利用までの流れ



総合事業のサービス内容

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

- ① 従前相当分の訪問型サービス（既存のホームヘルプ）
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準の訪問型サービス）※詳細は5ページ
…シルバー人材センターの会員が訪問して、身体介護を伴わない生活支援のサービスを提供します。
- ③ 訪問型サービスC（短期集中型の訪問での介護予防事業）
…保健師等が訪問し、3ヶ月間ご自宅で運動等の実践を行います。

・通所型サービス

- ① 従前相当分の通所型サービス（既存のデイサービス）
…介護予防ケアマネジメントにより必要と認められた場合に利用できます。
- ② 通所型サービスB（住民主体の通所型サービス）※詳細は4ページ
…通所型サービスC又は訪問型サービスCを修了された方が通う住民主体型の通所型サービス（週1回）です。
- ③ 通所型サービスC（短期集中型の通所型サービス）※詳細は4ページ
…リハビリテーション専門職（リハ職）等による通所（週1回）と家庭訪問（事業開始前と開始後3か月目）を組み合わせた基本4か月間の生活機能向上プログラムです。リハ職、看護職員、歯科衛生士、管理栄養士等による多職種チームで、ご本人の生活の送り方の維持向上を目指したサービスを提供します。

(2) 一般介護予防事業

- ・通所型介護予防普及啓発事業（「いきいき健康クラブ」）
…週1回行う、通所による介護予防型のデイサービスです。
…※要介護・支援認定を受けている方は利用できません。
- ・高齢者筋力トレーニング事業・健康づくりサポート事業
…運動機能の維持・向上を目的に行う、トレーニング機器を使用した筋力トレーニング事業です。
- ・地域ミニデイサービス推進事業
…地域の自治公民館等においてレクリエーションや会食などの活動を行う「ふれあい・いきいきサロン」です。詳しくは、市社会福祉協議会へお問い合わせください。
- ・ステップ運動
…ステップリーダーが中心となり各コミュニティセンター等でステップ運動等を行う事業です。詳しくは、市健康課へお問い合わせください。
- ・介護予防ポイント事業
…介護予防教室等への参加や老人福祉施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与する事業です。詳しくは市介護サービス課へお問い合わせください。

<主な介護予防・生活支援サービス事業のご案内>

(1) 通所型サービスC事業 (元気が出る学校)

<開催場所等> 利用料…500円 (1回あたり) ※昼食代・入浴料は実費

甘木地域

利用日：毎週水曜日

場 所：卑弥呼ロマンの湯

時 間：10時から14時

期 間：4～6ヶ月

朝倉・杷木地域

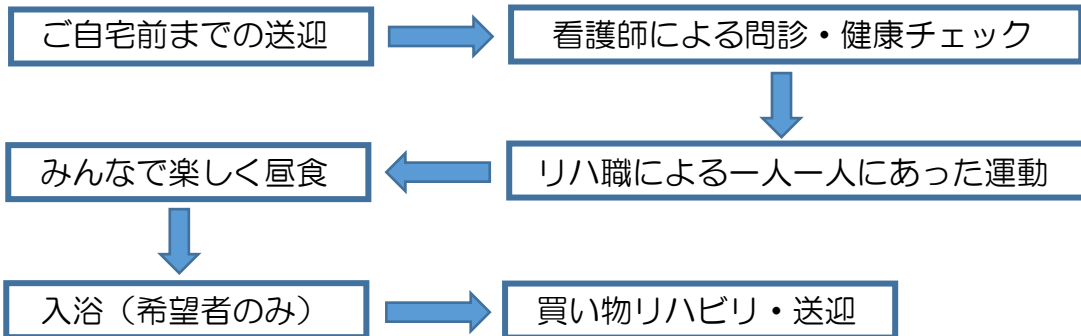
利用日：毎週火曜日

場 所：やぐるま荘 (原鶴温泉)

時 間：10時から14時

期 間：4～6ヶ月

<1日の流れ> (R3.4.1～R3.6.30の間は、卑弥呼ロマンの湯の大規模改修のため入浴なし)



ご自宅で出来るだけ自分らしく生活出来るように、短期集中でリハビリテーション専門職 (理学療法士・作業療法士等) が関わり、セルフケアをとり入れながら、機能訓練を行います (事前に家庭訪問し、目標設定等を行います)。



(2) 拠点通所型サービスB事業

<開催場所等> 利用料…200円 (1回あたり) ※昼食代は実費

甘木地域

利用日：毎週金曜日

場 所：卑弥呼ロマンの湯

時 間：10時から13時

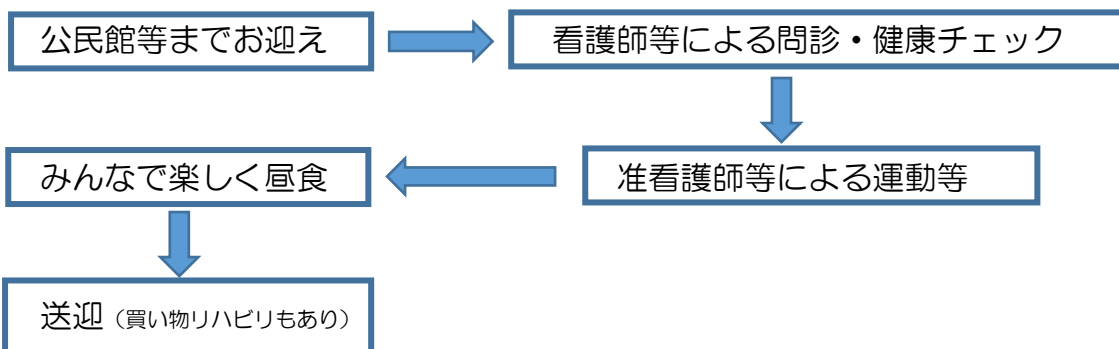
朝倉・杷木地域

利用日：毎週木曜日

場 所：やぐるま荘 (原鶴温泉)

時 間：10時から13時

<1日の流れ>



介護予防サポーター (ボランティア) の方と一緒に、楽しく運動等を行いながら介護予防を行います。

(3) 訪問型サービス A 事業（緩和した基準のホームヘルプ）

身体介護を伴わない生活支援サービス（掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理等、一般的な調理等、買い物）を市から委託を請けたシルバー人材センターの会員が行います。利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合のみ利用できます。

利用の上限

要介護認定等	利用限度回数
事業対象者	週1回
要支援1	
要支援2	週2回

利用料：1回1時間以内 200円

総合事業に関するお問い合わせ・ご相談は

朝倉市 介護サービス課 高齢者支援係 ☎0946-28-7590
朝倉市 地域包括支援センター
 秋月・甘木地域包括支援センター ☎0946-23-1322
 （担当圏域：秋月・甘木中学校区）
 南陵・十文字地域包括支援センター ☎0946-21-1837
 （担当圏域：南陵・十文字中学校区）
 比良松・杷木地域包括支援センター ☎0946-23-8823
 （担当圏域：比良松・杷木中学校区）

